

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第2項の規定により，議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 6 年 6 月 3 日

調布市長 長 友 貴 樹

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和6年3月26日

調布市長 長 友 貴 樹

市は、借り上げた普通自動車の接触により当該自動車に損害を与えた事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 66,849円
- 2 損害賠償の相手方

福生市本町35番地

株式会社トヨタレンタリース多摩

レンタカー&シェアビジネスマーケティング統括部長

小 山 元 博